旭医大達第121号
令和8年11月20日

旭川医科大学職員表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長　　西　川　祐　司

旭川医科大学職員表彰規程の一部を改正する規程

旭川医科大学職員表彰規程（平成16年旭医大達第167号）の一部について，下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は，改正箇所を示す

改正後	現行
（略） （除算期間） 第8条　次の各号に掲げる期間は，在職期間から除算する。 (1)　休職の期間（業務上の負傷又は就業規則第13条第1項第3号から第6号に定める事由による休職の期間を除く。） (2)　育児休業，出生時育児休業，介護休業及び自己啓発等休業の期間 (3)　懲戒処分により減給又は停職された期間 （略） 附　則 この規程は，令和8年12月1日から施行する。 【改正理由】 表彰に係る勤続期間を適切に管理するため，所要の改正を行うものである。	（略） （除算期間） 第8条　次の各号に掲げる期間は，在職期間から除算する。 (1)　休職の期間（業務上の負傷又は就業規則第13条第1項第3号から第6号に定める事由による休職の期間を除く。） (2)　育児休業及び出生時育児休業の期間 (3)　懲戒処分により減給又は停職された期間 （略）